

令和元年度第4回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 令和元年12月27日(金) 10時00分～12時00分

2 場所 : 千葉市役所1階 11会議室

3 出席者 :

(1) 委員

久保桂子委員(会長)、深山博司委員(副会長)、榎沢良彦委員、大森康雄委員、片岡敏子委員、上村麻郁委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、久留島太郎委員、高野雅子委員、廣松千里委員、原紘子委員、増田和人委員、渡辺淳津子委員

(2) 事務局

【こども未来局】	佐々木こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	内山課長、安西課長補佐
【こども未来部健全育成課】	鎌野課長
【こども未来部こども家庭支援課】	宮葉課長
【こども未来部幼保支援課】	鈴木課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、田中保育所指導担当課長、薄田職員担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	阿部課長

4 議題 :

(1) 「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画(第2期)(素案)」について

5 議事の概要 :

(1) 「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画(第2期)(素案)」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
(2) 次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

6 会議の経過

○安西補佐 おはようございます。大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第4回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料1から資料3、参考資料1から参考資料4、また、千葉市こどもプランの第1章の抜粋を机上に配付してございます。こどもプランにつきましては次回も

使用いたしますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

なお、資料を事前に送付させていただいた後に、資料1及び資料2については、基本施策1 子ども・子育て支援のうち、教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みなどの修正をしております。また、資料1から資料3については、基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援に産後ケア事業を拡充事業として位置づけさせていただいております。大変恐れ入りますが、机の上に改めて資料一式を配付しておりますので、本日はこちらを御使用いただきますようお願いいたします。不足はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので御注意願います。

本日は、過半数以上の委員の方に御出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりましてこども未来部長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

○佐々木こども未来部長 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきましたこども未来部長の佐々木でございます。本日は、局長が所用によりまして欠席とさせていただきますので、私のほうから、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、令和元年度第4回千葉市子ども・子育て会議に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより本市の児童福祉の充実・向上に御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げます。

委員の皆様方にはこれまで3回にわたりまして、今後の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」などにつきまして、慎重かつ活発な御審議をいただいたところでございます。

本日の会議におきましては、これまで御審議いただきました内容を踏まえまして、第2期の子ども・子育て支援事業計画の素案をまとめさせていただきましたので、この素案につきまして御審議をお願いするところでございます。

こちらの素案につきましては、本日御審議いただいた後でございますけれども、年が明けまして来月に、市民意見を募集するパブリックコメントの手続に入らせていただきたいと思いますと考えております。それらを経まして、最終的には来年の3月に計画を策定する予定でございます。

そのため、実質的に今回が事業計画の内容に関する御意見をいただく最後の機会というところでございます。委員の皆様方におかれましては、引き続きそれぞれ御専門の立場から忌憚のない御意見を頂戴いたしますようお願いを申し上げます。簡単ですが開会に当たりましての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西補佐 続きまして、委員の改選がございましたので委員の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようお願いいたします。

連合千葉中央地域協議会副議長、廣松千里様。

○廣松委員 初めまして。前任の鈴木委員にかわりまして今回から参加させていただきます。連合千葉の中央地域協議会で副議長を仰せつかっております廣松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安西補佐 どうもありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくお願いいたします。

○久保会長 皆様、おはようございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題（１）「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画（第２期）（素案）」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 皆様、おはようございます。幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の柘見でございます。座って説明させていただきます。

それでは、本日の議題、「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画（第２期）（素案）」について御説明いたします。素案の説明の前に、今、机上で参考資料１から４としてお配りしている資料について触れさせていただきます。

こちらの資料、第２回の会議で諮りました教育・保育の「量の見込み」、「確保方策」についての資料でございますが、その後若干数字のほうに修正がございましたので、改めて今日お配りさせていただきました。

参考資料１については、「量の見込み」については特に修正などはございません。

参考資料２をご覧くださいと思います。下の（２）確保方策の算出、今後の保育の整備量を算出したものでございますが、表の中、３段目の整備量（前年度）のR２のところ、こちらは前年度の整備量ですので、今年度整備している定員数ということですが、前回、第２回のときには717人と、その時点の数字を入れておりましたが、その後、社会福祉審議会の設置認可部会などで審議をいただきまして、若干数字が増えておりますので、そちらの修正と、それから、令和３年度から６年度までの各年度の数字、そちらの数字も割り振りを若干修正しております。そして、こちらは区ごとに数字のほうを調整していますので、２段目の確保方策全体量のところ、数十の範囲でございますが、若干数字のほうは動いておりますので、今日改めてお配りさせていただいております。こちらの数字で素案のとおり数字に反映させていただいております。大きな変更ではございません。

それから、参考資料３のほうは、こちらの数字に合わせたグラフをつけさせていただいております。

また、参考資料４のほうは、各年度の詳しい数字ですが、そちらの数字の修正を反映したものでございます。また、２ページ目以降は区ごとの数字となっておりますが、区ごとの数字のほうも精査させていただいております。ちょっと中身のほうは動いております。改めて素案のほうに掲載させていただいております数字に合わせたものを今日参考にお配りしておりますので、後ほどまたご覧いただけたらと存じます。

それでは、続きまして、「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画（第２期）（素案）」に

ついて御説明したいと思います。こちらのほう、(仮称) 千葉市こどもプラン (第2期) の第1章に位置づけられているものでございますが、お時間に限りもございまして、資料1の概要版を中心に御説明をしたいと思います。

資料1の1ページをご覧いただきたいと思います。今日はこちらの概要版と、それから資料2のほうは素案ということで、こちらのほうはいわゆるプランとして本になる本体のほうの計画となっております。また、資料3としまして、各施策体系別に、取組内容や、それに係る取組事業を一覧としてまとめてございまして、こちらのほうもあわせてご覧いただければと存じます。

なお、今日、こどもプランにつきましては、概要版や素案、資料3についても、全てプラン全体をお配りしておりますが、子ども・子育て会議で今日お諮りする議題といたしましては、(仮称) 子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て支援法に位置づけられた子ども・子育て支援事業計画の第2期の計画ということで、こちらのうち、基本施策1 子ども・子育て支援の部分を皆様にお諮りするという形になりますので、説明のほうは基本施策1の部分のみ御説明させていただきたいと思います。

それでは、資料1の概要版の1ページをご覧いただきたいと思います。まずは(仮称) 千葉市こどもプラン (第2期) の全体について簡単に御説明いたします。

まず、計画策定の趣旨でございまして、今般の社会情勢、子ども・若者を取り巻くさまざまな問題に対応し、引き続き全ての子どもと子育て家庭の支援などを体系的・総合的に推進するために、千葉市こどもプラン (第2期) を策定するとしております。なお、こちらの千葉市こどもプランでございまして、前回会議でも御説明いたしました、基本的には前計画を引き継ぎまして、必要な修正、それから拡充内容、新規、そうしたものをつけ加えるというような形で第2期は策定するというところで、皆様の御承認をいただいているところでございます。

続きまして、計画の位置づけでございまして。こちらは子ども・子育て会議にお諮りする子ども・子育て支援法に基づきます市町村子ども・子育て支援事業計画、これは策定義務があるものでございまして、そのほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援についての計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきます母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画、そして、こどもの参画推進計画、この4つの計画を一体的なものとして策定しております。こちらは前プランと同じつくりでございまして。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間、計画の対象としましては、妊産婦、乳幼児から青少年、及び子育て家庭を対象としております。

2番、基本理念と施策体系でございまして。基本理念につきましては、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」としております。その計画策定の視点につきましては、下に4点ございまして、①の保護者に喜びや生きがいをもたらす、親としての成長を支える子ども・子育て支援、②として、こどもの参画によるまちづくりの推進、③として、子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり、④として、支援が必要な子ども・若者と家庭への支援という計画策定

の視点を設定しております。

その右側、施策体系でございます。まず、妊娠・出産から小学校就学前児の子育て支援としまして、基本施策1と2でございます。基本施策1は、こちらの会議でお諮りする子ども・子育て支援となっております。基本施策2は、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援。それから、就学児等の社会参画として、基本施策3、こどもの社会参画の推進。子ども・若者への支援としまして、基本施策4、子ども・若者の健全育成。基本施策5、子ども・若者の安全の確保。基本施策6、子ども・若者の居場所づくり。それから、支援が必要な子ども・若者・家庭への支援としまして、基本施策7、ひとり親家庭の自立支援の推進。基本施策8、児童虐待防止対策の充実。基本施策9、社会的養育体制の充実。基本施策10、障害のある子どもへの支援の充実。基本施策11、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援としております。

本日、この基本施策1について御議論いただきますが、基本施策2から基本施策11につきましては、昨日行われました社会福祉審議会の児童福祉専門分科会のほうで御審議いただいているところでございます。

2ページをご覧くださいと思います。基本施策の取組内容でございます。基本施策1 子ども・子育て支援について、ご説明させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画についてでございますが、平成27年度に始まりました子ども・子育て支援新制度に関する事業計画として、教育・保育の量の確保、教育・保育の質の向上、地域における子ども・子育て支援の充実などに計画的に取り組んでいくものでございます。

この事業計画におきましては、これまでも御説明してきたとおり、教育・保育や地域における子育て支援事業の量の見込み、需要量の見込みとそれに対応する確保方策、需要量の見込みに対する供給量、教育・保育の質の確保・向上を図るための取り組みなどを定めております。

その下、目指すべき姿、こちらも前計画から引き継いでいるものでございますが、保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができること。全ての子育て家庭がそれぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援策を円滑に利用することができること。そして、出産・子育て期にある父親・母親がともに子育てにかかわり、仕事と子育ての両立を実現することができること。この3つを目指すべき姿としております。

次に、主な取組内容でございますが、こちらにつきましては資料3をご覧くださいと思います。資料3、一番左に基本施策、子ども・子育て支援、1ページ目に記載しております。2つ目の欄に取組内容をそれぞれ記載しております。右側に具体的取組事業を記載しております。取組事業の上の部分に凡例がございますが、(新)と書いてあるのが新規事業、(拡)と書いてあるのが拡充事業、また、基本施策1にはございませんが、(直)と書いてあるのが見直し事業という形になっております。

取組内容の1-1、教育・保育の提供、量の見込みと確保方策でございますが、取組事業としてはこれまで御議論いただいた教育・保育施設の保育の量の拡充、それから小

規模保育事業などの地域型保育事業による保育の量の拡充、こちらが取組事業となっております。

次の1-2、地域子ども・子育て支援事業の提供、こちらも量の見込みと確保方策でございますが、こちらにつきましてもこれまで御議論いただきました地域子ども・子育て支援事業の量の拡充を位置づけているところでございます。

次に1-3、認定こども園の普及促進としまして、私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援、そして保護者に対する普及・啓発、こちらの取組内容となっております、取組事業のほうはご覧のとおりでございます。

次の1-4、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続、いわゆる幼保小連携でございますが、幼保小間の交流の促進、それから幼保小連携・接続の推進、こちらの2つが取組内容としております。

取組事業については右側にご覧のとおりでございます。

次に1-5、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保、こちらが今回の計画で新規の取組内容として位置づけているものでございますが、いわゆる幼児教育・保育の無償化におきまして、私立幼稚園や認可外保育施設などに対する無償化の給付として新たに設けられた子育てのための施設等利用給付の円滑な実施というものを、今回、取組内容の1つとして、新規として追加しているものでございます。

続きまして1-6、教育・保育等の質の確保・向上でございます。こちらにつきましては前回の会議におきまして別資料で御説明させていただいたところでございます。1つ目に、教育・保育人材の資質の向上、2つ目に、教育・保育人材の確保、3つ目に、市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上、4つ目に、運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上、5番目に、こちらが今回のプランで新規となっておりますが、保育環境の改善等による質の向上、6つ目に、放課後児童クラブにおける質の確保・向上でございます。

右の取組事業については、前回の会議の中で御説明させていただいたとおりとなっております。

続きましてその下、1-7、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の提供でございます。取組内容として、1つ目に、認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ、2つ目に、放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ、3つ目に、障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上、4つ目に、障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援、そして5つ目に、今回のプランで新規の取組として、外国につながる子どもへの支援としております。

右側を取組事業がございまして、新規として、認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等の対応のための保育補助者の配置、拡充事業として、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応、こちらのほうを位置づけてございます。

最後に1-8、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進、1番目に、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発、2番目に、男性の子育てへの関わ

りの促進、3番目に、子育てと仕事の両立のための基盤整備としております。

取組事業のほうは、右側に記載のとおりとなっております。

それでは、資料1のほうにお戻りいただきたいと思います。

次に、3ページをご覧くださいと思います。量の見込みと確保方策でございますが、概要版にはこれまで皆様に御議論いただきました教育・保育の量の見込みと確保方策が(1)のほうに記載してございます。計画最終年度の令和6年4月までに量の見込みに対応した教育・保育が提供されるよう、私立幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化など、既存施設を最大限に活用し、受け皿を拡充していくとしております。数字のほうは先ほどお配りした数字と同じものでございます。

また、下の(2)地域子ども・子育て支援事業につきましても、量の見込みが現状を上回る事業については、計画最終年度の令和6年4月までに量の見込みに対応した事業量を供給することができるよう確保方策を講じるとしております。数字のほうは、第2回、第3回などで皆さんに御議論いただいた数字を落としている形になっております。

最後に4ページのところ、概要版では、先ほどの取組事業の中から、スペースも限りがございますので、主な新規・拡充事業として3つ、基本施策1のものを挙げてございます。

基本施策1につきましては、説明は以上でございます。

それから、資料2のほうでございますが、これはページ数が非常にありますので詳しくは御説明できないんですが、計画のつくりといいますか構成につきまして、簡単に御説明したいと思います。

25ページをご覧くださいと思います。25ページからが、第1章 子ども・子育て支援という形になっており、子ども・子育て支援事業計画の趣旨、位置づけになっております。丸の4つ目ですが、この章を本市の子ども・子育て支援事業計画(第2期)と位置づけ、子ども・子育て支援法及び基本指針に即して、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るため、必要な事項を定めるとしております。

次の26ページ、こちらは子ども・子育て支援の制度概要を記載しております。下の図の中ほどに、子育てのための施設等利用給付というものがございます。こちらは今年の10月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴いまして新設されたものでございますが、今回のプランからは、国の制度、この子ども・子育て支援の制度としてはこちらの給付のほうが新しく新設されるという状況でございます。f

28ページをお開きいただきたいと思います。28ページには、今回の幼児教育・保育の無償化について簡単にまとめてございます。3歳以上の子どもさんと、それから0歳から2歳の住民税非課税世帯のお子さんを対象とした無償化で、その制度を記載させていただいております。

29ページは、いわゆる保育の認定というもののそれぞれの区分を記載しております。①は従前からありました保育の区分、1号認定は、いわゆる認定こども園さんの幼稚園部分、教育部分をお使いの方の認定、2号、3号は、保育の認定でございまして、2号が3歳以上、3号が3歳未満児の認定でございます。②が今回の無償化で設定されまし

た新たな認定の区分となっております。私立幼稚園や認可外保育施設などに対する無償化に伴います認定となっております。全部「新」と書いておりますが、上の①のほうと対応したようなつくりになっておりまして、新1号認定につきましては、私立幼稚園などに通っていらっしゃるお子さんの保育料などの無償化にかかわるもの、新2号、新3号については、保育認定が必要なお子さんでございまして、幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設、そのほかファミリー・サポート・センター事業など、保育認定を受けて無償化の対象になるお子さん、新2号が3歳以上児、新3号が3歳未満児となっております。新3号につきましては、市町村民税非課税世帯の方のみ対象となっているところでございます。

続きまして、30ページからずっとグラフなどございますが、現状と課題について記載させていただいております。

40ページをご覧くださいと思います。第1章の目指すべき姿、先ほど御説明した内容を記載しております。

また、41ページには、教育・保育の量の見込み、確保方策、ここからが記載するところとなっておりますが、41ページには、量の見込みや確保方策の設定に当たっての考え方、こちらの会議でも御説明させていただいたところをまとめてございます。

また、42ページには、確保方策の設定に係る基本的な考え方を記載してございます。黒い四角印の4つ目、一番下の印の部分ですが、43ページには数量を記載しておりますが、今後、社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移などの反映のため、計画中間年度を目途に、その時点における量の見込み及び確保方策を検証して、必要に応じて見直しを行うこととしてございます。

43ページに具体の数字を記載してございます。

また、44ページ以降につきましては、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策、御議論いただいた内容をコンパクトにまとめて整理してございます。

この中で45ページをご覧くださいと思います。①に放課後児童クラブ、いわゆる子どもルームでございますが、この会議で御議論いただいたときと少し数字の修正がございまして、放課後児童クラブにつきましては、前回お示しした資料では、令和2年度時点における放課後子ども教室と子どもルームの一体的な運営を行うアフタースクール事業における事業量が反映されていなかったということがございましたので、今回、反映をさせていただいております。それによりまして、令和2年度時点でのアフタースクール事業に係る事業量につきましては、量の見込み、確保方策ともに、低学年で550人程度、高学年で150人程度、合計700人程度上積みしております。令和3年度以降についても同様となっております。

続きまして、52ページをご覧くださいと思います。52ページ以降、先ほど資料3でもご覧いただいた各取組事業について記載してございます。

その中で、例えば54ページをご覧くださいと思います。⑥に、新規ということでは表でまとめたものがございまして、新規・拡充事業につきましては、このような形で今後の実施計画などをまとめてございます。こちらのつくりについては前回のプランを踏

襲させていただいているところがございます。

こちらの取組事業について62ページまで記載しておりまして、63ページ以降については、教育・保育、それから地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の区ごとのデータを掲載させていただいております。

最後に、巻末のほうに、139ページからでございますが、事業一覧ということで各施策の取組事業の事業名と事業内容、それから新規・拡充についてなどを一覧でまとめているというようなつくりになってございます。

素案についての説明は以上でございますが、先ほど部長からも説明いたしましたとおり、来月にパブリックコメント、それから3月にはパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ必要な修正を加えた最終形の事業計画案を皆様にお諮りするというような形にしております。本日いただいた意見、可能な限り反映させたいと考えております。

また、今日の会議の後でも、もしお気づきの点等がございましたら、事務局までお知らせいただけたらと存じます。

説明は以上でございます。

○久保会長 ありがとうございます。

本日は、子ども・子育て支援事業計画（第2期）の素案につきまして審議をいたします。なお、時間の制約もございますので、本日もポイントを絞った審議をしたいと思っております。皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

それではまず、ただいまの事務局の説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。久留島委員お願いいたします。

○久留島委員 うちの法人でもこういうことについて、幼保小の連携とかどう思うと聞いたときに、今ここで認定こども園という言葉が入ってきて、幼保小の連携の中には認定こども園は入っていないくて、何かよく、今は幼児教育と小学校の連携・接続だから幼保小連携というふうに言うけれども、千葉市も認定こども園を増やそうと言っているときに、えっ、うちの子どもが行っているところは連携していないのみたいに思われてもちょっとマイナスなのかなと思うので、このところ御検討をお願いいたします。ほかの分野は結構認定こども園と保育所と書いてあるんですけども、幼児教育・保育と小学校教育に関係するところには認定こども園という言葉が入っておりませんので、そこを御検討いただければと思います。

以上です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 検討させていただきたいと思っております。

○久留島委員 よろしく願いいたします。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見等ございますでしょうか。それでは岸委員、お願いいたします。

○岸委員 岸です。認定こども園、保育園等という表現は多いんですけども、この「等」に幼稚園が入っているのかどうかという話がありまして、というのは、具体的に認定こども園、保育園等だからいいだろうと言って幼稚園が問い合わせをすると、これに幼稚

園は入っていませんよと言われることが多いみたいで、そのあたり、わかりやすくしていただけるといいなと思います。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 こちらのほうは、今回の計画で前回から表記を若干見直しまして、「認定こども園、保育園等」という文言の中で、「保育園等」というところについては、保育園と地域型保育事業を含んだ形ということにしております。資料2の3ページをご覧くださいと思います。

下に※2として、「保育園等」というのを「保育園と地域型保育事業」という形で整理しました。前回の計画ではこれに認定こども園なども入っていたんですけども、認定こども園のほうは外出しをして、認定こども園、保育園と。それから、幼稚園もかかわるところは幼稚園という形で、確かにこれだけ見たら若干わかりにくい部分もあるかと思うんですが、一応この計画案上ではそのように整理させていただいております。

○岸委員 「等」には入っていないというふうにお伝えすれば、わかりました。

○久保会長 よろしいでしょうか。

わかりやすいように表記等をお願いしたいと思います。

それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 榎沢ですが、病児保育の件で、最近ニュースで流れたんですけども、病児保育の施設が閉鎖になっているという、これが一番問題なのは、利用者が年間安定しない。つまり、時期によって、多いときもあれば、極端に減ってしまうというところがあって、施設で採算がとれない。利用者が多くても少なくても、確保している人材の数は変えられないので、結局、人件費がかさんで赤字になってしまうということがニュースで報じられたんですけども、病児保育の見込みの数とかというのはかなり難しいのではないかと思うんですが、千葉市では現状はどういうふうに認識されていらっしゃるのか、年間の延べ数ですけども、病児保育は本当に冬と夏とか、時期によっても極端に違ってしまう。そうすると子どもが本当に必要とする時期に病児保育をしてもらえるような体制というのは、今のままでいいのかなというところに心配なところがあるんですね。

基本的には、保育というのは各市町村でやっていることなんですけれども、市町村それぞれが独自でやっているという当然限界があって、県との連携とかというようなことなども今後視野に入れていく必要があるだろうと思うんですけども、病児保育を安定的に供給していくために、現在どのように検討されているんでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

病児保育につきまして、おっしゃっていただいたような課題があると我々も認識しております。確かに季節によってというのも御指摘のとおりでございます。安定的でないというものの、あとは日によって、それから月ごとに、当然職員を確保するわけですから、かなり波があるということです。我々は、こちらにつきましては国と一緒に補助を

行っているわけなんです、国におきましても、基本的な金額と、あとは利用者数に応じての金額というものになっているところが課題だと思われま。これについても、自治体によりまして、国の制度をきちんと使っていない自治体があったりしますと経営的に足りないとかいうこともありますので、本市におきましては、国の制度を使わせていただくのと同時に、例えば賃貸契約料の補助を上乗せするとか、そういうことで経営が安定するように努めているようなところ。今のところは事業者のほうから、以前よりは、そういった経営が安定しないというような意見は減ってきていると考えています。

あと、県との連携という話もありましたけれども、そもそも本市の病児保育事業の施設数が足りているというような状況ではございませんので、政令市規模ということもありまして、なかなか本市以外の自治体との連携というものは今は考えられてはいないんですが、例えば市境、そういうところにつきましては、事業者からもご要望が寄せられていますので、今後、ある程度千葉市のニーズが賄えるようになってきた際には、そういったことも視野に入れながら、経営が成り立つように努めていきたいというように考えております。

以上です。

○榎沢委員 よろしくお願ひします。

○久保会長 そのほか、では、原委員お願ひいたします。

○原委員 先日、地域の子育てのサークルに参加する機会があったんですけども、この時期になると大体出てくる話が保活の話になるんですけども、今年の保活はどうだったかという話を耳にしたら、今年自分の住んでいる地域は既存園がもう0歳児で枠が埋まってしまっていて、それがそのまま1歳に上がってしまうので、1歳児の4月入園では既存園で入園できるのが1人とか2人とか少数しかいないので、もう新規園を書くしかないという話だったんですね。新規園は中身が全然見えない。説明会に行っても、先生が実際そういうふうにしたいいんですと言われても、あけてみないとどうなるかわからないから、親としては、本当は既存園に入れたいという気持ちはあるんですけども、行けないから新規園を書くしかなくて職場に復帰するしかないという現状が聞かれました。

また、3歳から保育園に預けて働きたいと考えているお母さんも、結局、1歳、2歳、3歳と上がっていくので、3歳児から急に保育園に入るというのが難しいので、もう2歳のうちから小規模の2歳に入れて加点をつけて保育園に行かせるというふうに、親子と過ごす時間を減らして、働きに行く、保育園とか探さないといけないのはちょっと何か悲しいなと思いました。

質と量なんですけれども、本当に自分たちが入れたい保育園に入れるとなると、実際問題、0歳児の4月入園を目指さないと絶対に、入れるかどうかはわからないとして、可能性としてはどんどん減っていくわけじゃないですか。0歳児の4月入園に募集がかかるのが10月くらいからですね。それで、そのときは早生まれの子って生まれていないんですよ。なので、0歳児に一番入りやすく、一番どうしても入れたい園があるとい

うときに、そこに入れない早生まれの悔しさというか、書けないことはどうにかならないのかなというのを去年の保活で思っていて、入所の手続きの見直しをしてもらえれば、早生まれとかの格差はなくなるのかなと思いました。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず最初の1点目、保活の話ですけれども、0歳児で入れないとなかなか難しい、それから3歳になったときというのは、小規模保育事業等が増えている関係もありまして、なかなか難しくなってきたというのも課題として認識しておりまして、そのためにこのような計画を立てて、さらに保育所等を増やしていこうというところでございます。ここで難しいのは、子どもの数全体が減っている中でどうバランスを見つけてくっていくかというのがまさに今回の計画であると思っております。

それから、0歳の早生まれの話だと思えますけれども、これにつきましても、本来であれば入所がもう少し余裕があるようになれば今のようなお話ではなくなると思えます。とにかく0歳児は4月に入所しないとその後が入りにくいという状況が全ての原因というところがありますので、やはりこれに関しても確保量の話になってくるのかなと思えます。

あとは、入所事務のあり方につきましては、例年、毎年毎年少しずつ御意見をいただいて、直せるところは直しておりますので、今いただいたような御意見も参考にまた考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○原委員 ありがとうございます。

○久保会長 それでは、そのほか。では、上村委員お願いいたします。

○上村委員 上村です。今の原委員のお話とも少しつながるかもしれないんですが、量の確保は確かに大事だと思うんですけども、前回の会議の中でも出てきた質の確保、質の担保というところが現状は両立できないと思えます。今回、質の確保と向上ということで計画の中にも言葉が出ていますが、計画が終了する令和6年のときに、その効果測定をどうやってするのか。量の拡充については幾つふえたとか、幾つどうなったということで誰にでもわかるように効果、結果が見えやすいと思えますけれども、質の部分は、誰の基準で、質が向上したとか、確保できているとか、拡充されたとかというふうにするのか、計画の中に書くのは難しいと思えますけれども、一定程度基準がないといけないと思えます。ちょっとそこは議論が必要、検討が必要かなと思えました。

2点目なんですけれども、前回、児童養護施設等を使ったショートステイとトワイライトステイのところ、利用者が希望があっても受け入れ側から断られることがあるというようなことでありましたけれども、施設に行く機会があったので聞いてみたところ、いつ来るかわからない子どものために、今、施設は小規模化しているので、以前に比べると物理的に部屋はあいているから確保はしておけるけれども、そこに当てる人員がないのだから、急遽言われてもなかなか確保ができないと。ただ、行政によっては、

予定があってもなくても一定程度の予算がついているというような市もあるということなので、その辺、検討をしていただけると、希望に対して実態が伴ってきて、あわせて量の確保というところがきちんとできるのかなと思います。

施設も今、タイムカードが導入されていて、残業がしにくい環境にあるので、受け入れたい気持ちはあるけれども、なかなか難しいというような声がありましたので、あわせて、計画推進の中で御検討いただければなと思います。

以上です。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず、質の指標の話についてですが、これにつきましてはまさにおっしゃるとおりのところがあると私どもも考えておまして、今後、例えばですけれども、まずアンケートをとって、現状の保護者等のお気持ちというか、今どういうふうに感じているのかというようなことを把握したり、あとは、有識者の皆様から改めて、保育の質にかかる指標の部分について御意見を頂戴したりということで、5年後、今に比べてどうなっているかというのは何らかの形で表したいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 補足でございます。前回、大森委員からも今と同じような御指摘、この新規・拡充など、質のほうも目標数値をというようなお話がございました。

今、秋庭が申し上げたとおり、質の向上についてのそうした目標値などの設定についても今後の課題だと感じております。

以上でございます。

○久保会長 では、もう1つ、質問のお答えをお願いいたします。

○宮葉課長 こども家庭支援課でございます。

ショートステイ、トワイライトステイの件でございますけれども、委員のおっしゃられるように、施設のほうで人員配置がままならないというような話は聞いておまして、現在は、利用実績に基づいて委託料という形でお支払いしているんですけれども、今回のこのプランの作成に当たりまして、本編の49ページのところに、ショートステイ、トワイライトステイの点が記載してございますけれども、ここの中で、基本的な考え方といたしまして、実施施設における専任職員の配置などに資する取組によりまして受け入れ枠を拡充していこうということでございますので、一つの考え方としては、専任職員の配置について加算できるように、そういうような取組を考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。それでは、岸委員お願いいたします。

○岸委員 岸でございます。今、上村委員から質の話が出てきて、原委員からも出てまいりましたけれども、何らかの対策、何らかの対策と何度も聞いているんだけれども、多

分もはや対策ではないと思うんですよ、質の問題かなと言っても。

要するに子ども・子育て会議で量の確保や質の確保をしてももう人材がないということ、まずそこを認識しないといけないと思います。こどもプラン、子ども・子育て会議で子どものことだけ話していてもしょうがなく、これは社会全体の問題、課題として、千葉市としてこの働き方改革をどういうふうに取り入れて、小学校就学以前の子どもたちが、家庭環境でどうやって過ごすのか、こどもプランの最後の後書きくらいのところに、もはやこれは子どものことだけ考えていても、あるいは子育て家庭だけのことを考えていても解決し得ない課題にぶつかっているんだということくらいの認識をどこかに持たないとどうしようもないと思います。

○久保会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思いますけれども、事務局でどなたかお願いできますでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

先に量の話と質の話の部分ですけれども、まさに今まで、先ほどもまだまだ足りないというふうなお話ありましたけれども、それでも数年前に比べれば本市の待機児童の状況というのは改善をできておりました、他市に比べると、待機児童の数というのも低い、非常に少数で推移しているというところでございます。これはやはり量を今の計画に沿って毎年1,000人近くずつ枠を、量を増やしてきたということの結果だとは思っております。

ただ、その結果、質の部分でもひずみが出てきてしまっているのではないかと懸念というのもまさに委員のご指摘のとおりでございます、私どもとしては、この5年間において、質の確保についてもおろそかにしたつもりはございませんが、量の確保を最優先に行ってきた結果として、そういったところが見えているというご指摘と認識しております。ただ、次の5年間につきましては、今、具体的にこれをこうするというような、あくまでも現在このプランの案に書かせていただいているレベルではございますけれども、先ほど申し上げたに指標等もさらに設けて、次の5年間ではこの質の部分についても今まで以上に力を入れていきたいと、現時点では漠然とした表現で大変申し訳ないですけれども、考えているところでございます。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

今お話がありました共通認識ということで、確かにおっしゃるとおりだと思います。また非常に大きな課題であると思いますし、今お話のあったような課題については、恐らくこども未来局の所管だけでなく、いろいろなところにつながっていくような課題だと思います。

今お話があったような、後書きでというようなこともございました。このこどもプラン中でそうした今の課題がプランの趣旨とうまく合うかも含めて、どのような形で少しでも入れられるのか、その辺は検討させていただけたらと思います。

以上でございます。

○久保会長 それでは、また引き続き御検討をよろしくお願いいたします。増田委員、お

願いいたします。

○増田委員 千葉女子専門学校聖こども園の増田と申します。よろしく願いいたします。

まず、現プランのほうなんですけれども、こちらの認定こども園の普及促進の中で、3-2の部分、公立認定こども園における施設運営に係る調査研究という部分があったんですけども、こちらのほうは次期プランのほうでは削除されてしまっているようなのですが、平成27年当時はこども園の数が非常に少なく、この公立の園を中心とした研究でということでもいいと思うんですけども、現在、非常にこども園の数は増えてきておりますので、ここの部分については削除という形ではなくて、公立及び民間のこども園における調査研究、内容だけではなくて、こども園における保護者ニーズの把握という部分も含めた上で、こちらのほうはできれば拡大していく形で対応していただくと大変ありがたいと思う部分であります。

また、こちらは5年たっているんですが、残念ながらほとんどこの認定こども園の普及促進という部分、内容的な変化がないんですね。特にかがみの頭の部分に関しては、前回と今回、5年たって全く同じ内容という形になっているのですが、認定こども園のほう、多様な認定こども園がございます。本当に11時間のところ、13時間のところ、土曜日やっているところ、やっていないところ、教室、クラス単位で運営をしているところ、縦割りのところ、非常に多様な認定こども園がある中で、多様な保護者ニーズに、現在、各園のほう、苦勞をしながら進んでいる最中というふうに我々は把握しておりますので、ぜひ、この保護者ニーズの部分も含めた上で調査研究という部分については続けていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久保会長 それでは事務局、願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

このプランに載せる、載せないも含めて、あるいは、今後このプラン上に仮に最終的には載せないというような判断になったとしても、こども園に関する調査研究ということ、今いただいた御意見につきましては、前向きに行うように検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○増田委員 ありがとうございます。普及促進というところが頭になっているんですけども、現状はやはり普及の促進ではなくて、この多様な保護者ニーズに対応するための支援も含めた形で認定こども園の部分の頭になるタイトルのほうが、あくまでも普及促進であって、内容に関する部分が逆にちょっと弱くなってしまっているのかなという感じがありますので、ぜひよろしく願いできればと思います。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

いただいた御意見を踏まえて、修正の必要があればさせていただきたいと思います。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○増田委員 ありがとうございます。

○久保会長 それでは、そのほかにもございますでしょうか。それでは、木村委員願い

たします。

○木村委員 千葉市こどもプラン（第2期）の御説明をいただいて、児童福祉専門分科会でも申しあげましたけれども、とても新規事業と拡充事業、数多く載せていただいて、かなり検討が進んだとか、意見がかなり反映されたというのが印象です。

先ほどの原委員の意見と重なるかもしれませんが、こういったプランを実施していく上で、また量と質の話が出ましたけれども、要するに入所にかかわるところの実態といますか、入れる側もしくは子どもたち側の意見というか気持ちが反映されないと、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいという思いまち『ちば』の実現」の大命題がそこで実現されていかないのではないかなと思うんですね。

具体的にはどういうことを言っているかという、例えば兄弟は同じ幼稚園、同じ保育園、保育所で育てあげたいという保護者側の気持ちとか、それから、自分がその保育園を卒園した、幼稚園を卒園したから、そこで自分の子も育てたいとか、例えば東京で結婚したけれども、子育ては千葉に戻ってきて自分の卒園したところに入れたいというようなことは、実は入所の点数に全然反映されないんですね。でも、本当はその所長さんとか園長さんと事前に話したことや、また子育て支援コンシェルジュさんと話し合いの中で点数以外にもあると思うんですね。そういったものがもし反映されると、一番大切な、幼稚園でも保育園でも同じですけども、保護者とその信頼関係があって、それで保育をしていく、子育てをしていくという前提がまずクリアできて、いい保育ができていくんですけども、私ここに入るつもりはなかったとか、入りたくないのにここに入ったという前提で入ってきてしまうと、まず、その信頼関係を変える作業がひと手間要るんですね。だから、何を言いたいかという、やっぱり利用者側の意向というのを点数とか規則とかそういったもの以上に現場の窓口で考慮をしていただくとその先がいいと思うし、育てやすいまちという一番最初の入り口はそこにあるのではないかなと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

この点数、入所の順位につきましては、どういうふうにごこの部分で公平性を保つかというところと、あとは今、委員さんがおっしゃった部分、気持ちの部分、ここをどうはかりにかけるかというような話になってこようかと思うんですが、現時点では、やはり枠に比べて申し込みが多いという状況の中では、何らかの形に見える、数値化できるもので順位づけてというようなことをやらざるを得ないというような状況で今進めております。例えばですけども、兄弟につきましては今も加点等をしておるんですけども、ここからは繰り返しになるかもしれませんが、少しこの部分について点数を高くしたほうがいいのかとか、そういったものに関しては、毎年毎年、入所の事務が始まる前に見直しをして、6区共通で当たるというふうにしておりますので、何かまた改めて御意見がございましたら、そういったことも踏まえて、次の、来年になりますけれども、入所の選考に活かしていきたいなと思います。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 保育の質についていろいろな御意見が出てきて、私もここは非常に重要だと思っているんですね。それで、取組の事業をたくさん挙げてくださっているのですが、拝見したんですけれども、実質的に効果が上がる具体的な内容というのを考えたいと思っています。この中に、公立保育所の職員の研修等があって、これらは大勢の参加者を集めて大学の先生なり講師の方がやる集団に対する研修で、もちろんそういう研修で新たな知識等々を学んでいくということも必要ではあると思うんですね。ただし、やはり大人数の研修というのは、大学で授業をやってもそうなんですけれども、一部の学生は私の話を聞いてくれるんだけど、そうではない学生は余り頭に入っていないという、それが現実なんです。

ですから、確かにやらないよりはやったほうがいいし、参加しないよりは参加したほうがいいんですけども、それだけで十分な現場の保育力は、結局、園としての保育力と同時に、個々人の保育力の向上が実際に重要なわけですね。それぞれの保育士ごとにその保育力を向上していくためにはどういう研修が必要かということを考えて提案していくことが大事かなと思っています。

それで、保育所保育指針には、施設長は研修をしなければならないとか書かれていて、保育士は自己研鑽に努めなさいと書いてあるわけです。養成校では当然そういうことを学生に教えていくわけですね。では、現場に出たときに、実際に現場ではどういうふうな現場での研修、現場での個々の保育士の保育力を向上させる取組がなされているだろうかということやはり問題になってくると思うんです。そうすると我々としては、業務の中に学生を入れさせてもらって、学生の指導で多忙な時期を送ってもらっているときに、さらにそれに加えてとはなかなか言いにくいですけども、幼稚園も含めて、認定こども園も含めて、各園で自分のところの保育士の保育力の向上のために真剣に取り組むというためのこちらからのいろいろな提案が必要だと思うんです。

私は、やはり重要なのは各園各園の実情に合わせた形でいろいろ工夫をして自分のところの保育士の力を育てることだと思うんです。それはやはり自分の保育を見直していくことだと思うんですね。養成校ではそういうこともやるわけです。例えば実習から帰ってきた学生の事後指導でもって、それぞれの面接をやったりとかするわけですね。現場でお忙しい中でどうやったらそういうふうな時間を工面してくれるのかというようなこと、そして、現場でやってほしい、ぜひこういう取組をやってほしいなとかというそういう具体的な研修の内容、そういうものをつくって現場に提案していくというようなことをしていかないと、理念としてはすばらしくいろいろやっているけれども、でも、実際はそうでないということは放置されている。けさもニュースで、60代の保育士さんですか、子どもの顔についた絵の具を落とそうと思ってスポンジでこすって大やけどをさせたという、つまり、そういうことが60代のベテランの人でも起こってしまうことがあるわけです。

幼稚園は教育というところに焦点がありますし、保育所は養護と教育ですよ。養護

の面でのことと教育の面でのことに関して、各園がどういうふうにやったら取り組んでいけるのかというようなことですね。そういうところまで踏み込んで市として提案、義務としてさせることはできませんけれども、提案として具体的にこういうようなことをやったらどうですかというようなこと、そのためにはこういうふうなシステムにしたいとか、あるいは、講師が必要であれば市が仲立ちをしてあげますよとかいうふうな、実際に園で個々の保育士の向上をさせていくための具体的な部分、それを考えていくことが私は大事なと思うんですね。ぜひそのところも踏み込んで今後検討をされてほしいと思います。

もう1点は、園の運営に関して第三者評価が上がっています。児童福祉施設に第三者評価が始まってもう何年もたちます。かなり昔から千葉県は社会福祉協議会が中心になって県内の児童福祉施設の第三者評価というのをかなりやっていますね。保育所も児童保育施設ですので、第三者評価を受けるのが望ましいんですけども、しかし、それを受けるに当たってはお金が必要なんです。結構なお金が必要なんです。だから、それでもって二の足を踏んでしまったりとかいうこともあると思うんです。でも、第三者が入って点検してあげるといことは園の質の向上にはかなり有効だろうと私は思うんですね。そうするとやはり第三者評価の実施促進というところで具体的に何をしたらいいかということなんです。必要性はわかっているけれども一步を踏み出せないというようなこともあつたりすると、では、その評価を受けるに必要な費用に関して行政のほうから幾らかの補助が出るとか、評価してもらったことを積極的に公開とかいうふうな、そういうふうな後押しをしてあげることですね。しなさいではなくて、踏み出せるための後押しをしていくような具体的なことを今後考えていく必要があるだろうと思うんです。やはり第三者が入るかどうかはかなり大きいもので、入れようと思ったらやっぱりそれなりの何か改善とか取り組むことになるので、第三者評価に関しても、現場が実際にやろうという気になれるような、そういう御提案をぜひ考えていってほしいなと思いました。

以上です。

○久保会長 では、事務局のほう、お願いいたします。幾つかございますので。

○田中保育所指導担当課長 幼保運営課の田中と申します。よろしく申し上げます。

研修に関しましては、今いただいた御意見のほうを私どもも課題としておりまして、今後、いろいろな保育施設ができておりますので、また、職員の質のほうも、先生方からおっしゃられているように、今までと質の担保というのがすごく難しい状態になってきております。先輩保育士がいなかったりとかいう中で保育の伝承とかもすごく難しい状況になってきておりますので、そういうものがどうやって伝承していったらいいかということを考えて、研修の仕方も、今までのように1カ所に集めてというわけではなく、少人数で、施設の種類によって行っていったりとか、あとは、施設長の研修のほうも充実していくことで、園内研修とかの進め方とか問題点の出し方とかいうものを施設長が意識して取り組んでいただけるようなものとかも今後検討して、形も今までどおりではなく、いろいろな形で考えていきたいというふうに検討しているところです。

○久保会長 お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

第三者評価についてですけれども、確かに第三者の評価を受けるということは、保護者の安心といいますか、どこの園を選ぶかというときの指標というか、そういったものにもなっていくとも考えられます。ただ、推奨するだけではなくて、具体的にどう後押ししていくか、提案していくかという御意見だったと思うんですけれども、いただいた御意見を参考に、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 費用の補助とか、そのあたりのことで現状のところはわかりますでしょうか。

○秋庭課長 費用の補助につきましては、5年に1回、給付費としての加算が出ております。

○久保会長 補助については現在行っている部分もあるということ。

○秋庭課長 市の単独事業としての補助ではなくて、国の給付費としての上乗せでございます。

○久保会長 わかりました。よろしいでしょうか。引き続き、施策を検討していただきたいと思います。

それでは、渡辺委員お願いいたします。

○渡辺委員 今の話で、保護者からの気持ちを言ってもいいですか。どこで言うのかわからないんですけれども、今の話を聞いていると、何か施設の話とか施設長の話とかそういうふうな、もちろん先生の質の向上は必要だし、それはありがたいんですけれども、どちらかといったら保護者の立場で言えば、その子ども1人1人を見ていただきたいと思っていて、子どもって、もちろん障害者もそうなんですけれども、本当に1人1人違うので、例えば同じような教育を受けた先生たちがいても、その子その子で全然違うから、やっぱり経験が積み上がってこないとなかなかそういうものに即した教育ってできない気がするんです。集めて研修とか、それももちろん必要だと思うんですけれども、どちらかといったら、子ども1人に、チームじゃないんですけれども、お母さんがいて、お父さんもちゃんと中に組み入れて、先生がいて、コーディネーターがいて、幼稚園の先生がいて、保育園の先生がいて、小学校の先生がいてという、みんなでその子ども1人を見ていくんだ、それも幼稚園、小学校、成長していく長い中で統一してその子が見れるというふうな形のほうありがたいというか、そうすれば、変な話、今、質の確保といって若い先生が多くてという、まだ未熟でというお話がありましたけれども、そのいろいろな人たちがかかわる中には、ベテランの先生とか、コーディネーターの方とか、そういう方の意見もいろいろ入るだろうし、1つの園だけで何かするというのは、その園でいろいろな考え方もあるし、全然違うと思うので、そこにやっぱり保護者も入れてもらえないかなというのはすごく思いました。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今、1つの御意見として、まさに理想というか、そこまでできればということはある

と思います。現状で今そういうところまで、幼保小も含めて、あるいは施設を超えてというところまでできているかという、現実的には非常に難しいというか、そこまでというのはなかなかできない状況にはなっていると思います。すぐ、こういう方法がありますとか、私ども事務局として頭の中に具体的な方策を思い描いて検討をしていくというのはなかなか言えない部分というのはございますけれども、ただ、1つの理想形といますか、そういったことができればいいというのは、もちろん私どももそこについて否定するというはございませんので、御意見として参考にさせていただき、この先そういうところも頭の中に思い描きつつ進めていきたいなと思います。

以上でございます。

○久保会長 よろしくお願いいたします。事務局のほうよろしいでしょうか。

それでは、高野委員お願いいたします。

○高野委員 高野でございます。このように今いろいろな意見があって、質と量というところでいろいろな意見が出てきていると思うんですけども、市として一番優先順位を上げて、費用が一番かかってくるところとか費用をかけるところというのはどこの部分というふうに今考えていらっしゃるでしょうか。よろしくお願いいたします。

○久保会長 お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

費用の部分につきましては、新規の事業等言えば毎年毎年、量は大分減りますけれども、やはり新たに整備をするというところではお金というのはかかってくる部分だと思えます。

また、新たにというのではなくて、今現在やっている事業でもありますけれども、例えばですが、保育士等の給与改善とか、こういったものについてはやはりボリューム的には大きな予算というはかけております。また、予算でというよりも、今回のこのプランの中でどこに力点を置いてというところについては、やはりどれが一番ということなかなか我々の中でも順位づけというところまではしていないのですが、ただ、今までよりも量ばかりではなく、質の部分により注目して力を入れていきたいというふうに考えてこのプランをつくっているというところでございます。

○久保会長 お願いいたします。

○佐々木子ども未来部長 補足いたします。費用としてどこの部分が大きいかと、今、課長が申し上げたところもあります。我々といたしましては、費用の大きいあるいは少ないということではなくて、我々の使命といいますか、やらなければいけないことというのは、世の中の事象を的確に捉えて、その中で、予算のつく、つかないはあるんですけども、財政当局にもしっかり要望していくというところが大事であると考えております。

○久保会長 あとはよろしいでしょうか。それでは上村委員、お願いいたします。

○上村委員 話は戻ってしまいますが、渡辺委員がお話ししていたところで、質と言ったときに2つ話があって、1つ目は、やっぱりミニマムスタンダードという、最低限ここまでというところ、先ほど榎沢委員がおっしゃったスポンジで顔をこするような保育士

がやっぱり現場にいるのはまずい、実際にいろいろな方がいますし、私も保育士の資格を取るために受けてきた教育と、今、自分がしていることと、真逆なことではないですけども、内容がやっぱりどんどん変わってきているので、今の現状に合った保育ということをしちんと捉える、経験だけではないと思うんですね、若い保育士の中に本当にいい感性を持っていて、ただそれが育たない現場があったり、養成校との連携が問題だったり、いろいろなところはあるんだけど、やっぱり千葉市として、ここまでの一定水準はどの保育士も持っています、そのミニマムスタンダードの部分をやっぴり確立するということが1つかなと思っていて、それは集団の研修だったりとか、意識改革とか、あとは、保育士の倫理観の底上げをどういうふうにするかということが1つかなと思っています。

もう1つは、個々のニーズを酌むことって本当に難しいと思っていて、今おっしゃるとおり、それこそ切れ目ない子育て支援って大事だと思うんですけども、一方で、どこでもいいから入れればいいという親御さんがいるのも確かで、一律同じように同じサービスを提供してもらわなくてもいいから私は放っておいてほしいというような親御さんがいるのも現状だと思うんですね。だから、そのあたり、もちろんいろいろな形、いろいろなサービスがチョイスして選べて、自分に合ったサービスが利用できるというのが理想だと思いますけれども、そのためにはまずどこをスタンダードにしていくのか、それこそ保活の部分で物すごく困る人もいれば、ずっと入れる人もいるわけですよね。それは情報の取捨選択の問題なのか、その人のソーシャルスキルの問題なのか、いろいろあると思うので、1人1人を見ていくというのは大変だと思うんだけど、やっぱり一定程度のところでは保護者の方たちが、困らないような仕組みがまずできているというところからスタートしていくと、結果、園の質が向上するというような仕組みがやっぱりできていくと思うので、ある程度モデルプランを市も養成校、それから現場の先生方も考えながらやっていく、いいきっかけかなと思うので、ぜひ協力できることは我々もしたいと思っています。

○久保会長 事務局、いかがでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今の御意見につきまして、承知いたしましたということで、それに対してのコメントというところまではいかないんですけども、参考にさせていただきますして、3短大の皆様と意見交換して、よりよい質の向上策というのを求めていきたいなと思います。

○久保会長 保護者が困らない仕組みというか、そのあたりのところをよろしく願いいたします。

そのほかはございますでしょうか。では、廣松委員お願いいたします。

○廣松委員 連合千葉の廣松です。1点、御質問なんですけれども、千葉市の保育士さんの平均勤続年数を教えていただきたいんですが。私の知るところでは、公的機関を調査した結果によると、全国、県なんですけれども、大体8年から9年が保育士さんの平均の勤続年数らしいんですけども、千葉県、気になるんですけども、千葉県のほうは、

勤続年数は5年か6年というところで、全国から見ても定着率が低いのかなという印象を覚えました。採用してもやめていく実態がそこにあるのかなと思ひまして、課題としては、先ほど皆さんもおっしゃったように、保育士さんの教育であったり、処遇、あとは労働環境や働くためのいろいろな要因があるのかなと思うんですけども、ちょっと市の平均勤続年数というのを、わかれば教えていただきたいというのと、あとは、先ほど上村委員がおっしゃられたように、やっぱり全国平均を下回るという実態があるのであれば、最低ライン、市としても、保育士さんのキャリアアップなのか、その教育体系においてもまずは最低ライン、ガイドラインから達成水準、目標水準というのを体系づけをきちんと整えたほうがいいのかと思ひました。

以上になります。

○久保会長 ありがとうございます。それでは事務局、お願いできますか。

○薄田職員担当課長 幼保運営課でございます。

勤続年数でございますけれども、ちょっと古いデータになってしまうんですが、平成30年のデータでございます。所長を含めた平均勤続年数で11年という形でございます。なかなか市のほかの行政職、事務とかと比べて確かに短いという感じではありますけれども、特殊性とか、実際に就職してみるとやっぱり事務とは違うと、現場に出てみると多岐にわたるようなこと、また、保護者との関係などもありますので、そういうのもあってこういった数字になっているのかなと思ひています。なるべくこの勤続年数、伸ばしていきたいとは思ひますけれども、合わない方というのも当然中にはいらっしゃると思ひますので、その合わない方が余り苦しめないような形でフォローをしていけるようにと考えております。済みません、今のは公立、千葉市のデータでございます。

以上でございます。

○久保会長 千葉市の公立だけですか。

○薄田職員担当課長 済みません、公立のデータしか持っておりません。

○久保会長 わかりました。できれば全体のデータがあると多分いろいろと検討をしやすいかなと思ひますので、またデータの整備等をよろしく願ひいたします。

そのほか、久留島委員、願ひいたします。

○久留島委員 父親の子育てを支援している立場からなんですけれども、何点かお伺ひします。これは多分一般の方もご覧になると思うんですけども、基本施策の1と2のところ、1のほうでは、結構、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスのところ、男性のという言葉が入っていて、基本施策2のところは、母親などという、などに父親も含まれるのだらうなと思ひながらなんですけれども、ここ5年考えてきたときに、この中で精査すべき事業とかがあるのかなというところも伺ひたいです。何年か前に伺ったときに、男性の育児休業取得促進奨励金の利用率がすごく低いという話を聞いたことがあって、そしたらやっぱりそれは必要なのかなというところとか。

あとは、1点、今回千葉市内で、県の職員さんだったんですが、父親が育休中に虐待の例というのがあったと思うんです。あれも、子育てに関心があって育休をとっている

父親で、ちょっとサンプルが少なかったので40に届かないくらいで持ってこなかったんですけれども、会社とか事業者で育児休業についてのアナウンスがあった、そういう情報自体はあったというのは4割くらいで、全くなかったのは何かというと、子どもってどんなものなんだろうという、今回も思いどおりにならなくて虐待をしてしまうというのがあったんですけれども、今の人たちには子どもというのはどういうものかが全くわからない。そういうところへのサポートがなかったとか、県でもかなり上司と連携とかもあったみたいなんですけれども、子どもというのはどういうものなんだよというところまで、育休の仕組みについての理解はあるけれども、子どもについての理解が十分ではなかったということもかなり報道もされています。

今回のこどもプランというのも、今まで聞いた中には結構保育の場とかというところから議論はあったんですけれども、子どもが育つ環境の質向上というところから考えたときにも、そこの子どもの育つのはやっぱり家庭と仕事、事業所とかが連携したという部分、家庭の部分についても、このワーク・ライフ・バランスのところにもやっぱり女性に対してもまだまだ必要なかなというところがありますし、あと、基本施策2のところ、一番右側の養育者というところ、これだけ女性の就業を増やしていこうという中で一番身近な養育者が母親だというふうにごくここを書いてしまうと、やっぱりそれは母親なの？となっちゃうので、やっぱりここにも父親という言葉もぜひ入れていただきたいと思います。そこで、そういうことを意識するということが子どもが育つ環境というところで、子どもが育つのは保育の場所だけではないんだよということも明記していただければなというところに関心を持っている親は多いということも認識していただければなと思うので。

一方で、先ほどみたいに本当は親になりたくなかったという保護者もかなりいるので、その辺も含めて、保護者なんだよ、養育者なんだよ、と。ただそこに責任論で押しつけてしまうと、今回の千葉市の父親の虐待につながっていったという背景もあると思うんです。うちの近所の町内会でも、やっぱり育休に関心を持っている父親でも、今回ヒアリングをしたときに、失業者だと思われるかもしれないというのもあって、それでアンケートをとったんですけれども、半数が近所の人に育休中だと伝えた、でも、半数は伝えていないというのを聞いたときに、ああ何かもしかしたら回覧板で、育休中でうちにいるから声かけてねくらい、母親でもそうなんです、やっぱり近所でも知らないという人がすごくいるし、アパートで子どもが泣いていたら、子どもが泣いていて、外を見たら泣きやむからって、泣いていて人が通ったらカーテンを閉めちゃうお母さんとかうちの近所でもいて、そういうときに誰が声をかけるか、父親、母親だけに押し込めない、育てるというところでは、それは子どもの環境というところでも今後大事になってくる、それは予算を使わなくてもできることなので、今度回覧板に入れようかなと思って、親子がいたら声をかけましょうという話をこの間しました。

希望としては、妊娠・出産・子育て期にあるというのは、父親、母親、両方を入れていただきたいなというのが私の要望というか意見ということでよろしく願いいたします。

以上です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

御指摘いただいたとおり、国としても女性の就労率を上げていくという中で、子育ての役割というのは、当然、母親・父親共通のものだと思っております。我々としても、父親の育児支援というものをかなり積極的に推進をしております。そういう中で、当然、体の変化等がない父親につきましては、母子手帳を配るときに、一緒に育男手帳（イクメンハンドブック）というものを配付したりですとか、その後の出産前に、お父さん、お母さん、両方、プレパパママ講座というものを開催したりですとか、そういう中で、特に父親の育児へのかかわりというものを啓発しているようなところではあります。ただそれも、父親だから、母親だからということではないと思っておりますので、これについては保健福祉局の健康部のほうでも、母親&父親学級ということをやっていますので、どちらの意味でも、子育てというのは一緒にやっていくんだというものを進めたいと思っています。こちらの表記につきましても、一度スクリーニングさせていただきまして、適切な表現、必要があればそういうものを検討したいと思っております。

○久留島委員 ぜひ基本施策2のほうにも反映していただければ。

○久保会長 今の御要望というか、具体的なところは、基本施策2のところ。

○久留島委員 目指すべき姿のところ、「等」の前に、「母親」の前でもいいですけども、父親というところも加えていただければと思います。

○久保会長 社会福祉審議会での審議事項かと思っておりますので、そちらのほうに意見としてそういった要望があったということで伝えていただくということになるかと思っておりますが、それはどうなりますでしょうか。

○内山課長 こども企画課です。

一応スケジュール的には、昨日、社会福祉審議会のほうを開いてこれで御了承はいただいているところでございますので、ただ、修正は一切できないということではもちろんありませんので、また案を直せるかどうかも含めてもう1度精査をした上で考えてみたいと思います。

○久保会長 では、御検討のほどお願いいたします。

そのほかございますでしょうか。

○久留島委員 済みません、男性の育児休業取得促進奨励金ですか、これって今どれくらいの感じなんですか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

こちらなんですけれども、29年度なんですけど、11件、これはちょっと取得率というのは出せていないんですけれども、全体で11件というのは29年度に多かったところ。30年度は6件というふうに減っておりますので、ちょっと年間差があるところがございますので、これについては経済部のほうと連携をしながら周知のほうを今後も続けてい

きたいと思っております。

○久保会長 よろしいでしょうか。

それでは原委員、お願いいたします。

○原委員 4回、会議に参加させていただいて、妊婦健康診査のことが1回も話題に挙がらなかったんですけれども、実際問題、1人当たり、健診に何回訪れているのかという平均を知りたいなと思っているんですけれども、どれくらいかデータはありますでしょうか。

○久保会長 よろしいですか。お願いいたします。

○阿部課長 健康支援課です。

今は妊婦健診の受診券、14回分つけさせていただいていますけれども、平均は、ちょっと曖昧になってしまいますけれども、十一、二回くらいだったと思います。出産予定日より少し早目に御出産になって14回分は使わないまま、そういう方がいらっしゃるということで、14回よりは低くなっています。

○原委員 ありがとうございます。自分が妊娠して思ったのは、助成があるから大丈夫かなと思っていたら、実際、妊娠して出産までの健康診査にかかった費用が10万円くらいだったので、これが1人目、2人目と、子どもを産むのってお金がかかるんだというのが最初に思ったんですけれども、これは大勢産むには毎回この金額を支払っていかないといけないのか、その産んだ後も医療とか教育とか、またお金がかかっていくので、それで制限がかかる家庭もあるのかなと思って、補助していただけるだけありがたいというのはわかっているんですけれども、健診に行きたいけれども行けないという家庭もあるのではないかなというふうに思ったりもしました。

健診の回数なんですけれども、14枚支給されているんですけれども、自分が39週で産んだときにちょうど使い切っちゃって、超過された方とかは二、三日置きで来てくださと言われるのに自費で支払っていかないといけないから経済的な負担が辛いという話も聞いているので、もうちょっと考えていただけるとうれしいかなと思います。

○久保会長 そのほかございますでしょうか。大森委員、お願いします。

○大森委員 この千葉県子どもプランの概要版のほうの4ページに、新規・拡充事業として一番上に3つほど挙げられておりますが、その1番目の「教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり」ということで、素案のほうでいきますと54ページ、1-6-1の⑥番に書いてありますが、この予定でいくと令和2年度に内容を検討して、3年度からは実施ということになっておりますので、1年間検討して、1年後にはほぼ来年の今ごろには実施の準備に入るというふうになるのではないかなと思いますが、これについてはちょっと期待をしているんですけれども、この下に、⑦番目の「上記の他、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します」と書いてある、これは別なので、要は市内の短大さんとか養成校さんと連携せずに⑥番の拠点づくりをどうやってするのかということ、例えば市の職員さんで運営することを考えているのか、事業者さんに委託するのか、どういうイメージをしたらいいのかなというふうに思ったのが1つございます。

今回、この素案のことについて御意見を言えるのが最後だと先ほど部長さんがおっしゃっていましたが、ということは、今日を最後に意見が言えないままこの拠点が実施になってしまうのかなということ、来年の1年間のこの子ども・子育て会議で、この拠点づくり等の進捗状況というか、検討内容が報告されるのでしょうか。2点、お願いします。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず1点目ですけれども、ここの書き方は確かに「上記の他」とありますけれども、⑥番は、当然、3短大さんと連携をせずに進んでいくということは全く考えておりませんで、具体的に何をどうするかというその詳細の制度設計につきましては、現時点ではまだ何も言えないところですので、そういった委託なのか、委託するとすればどういったところにするのか、その方法ですとか、そういったところも含めて、次年度早々に形を決めて、令和3年度の予算に向けてというような流れになってくるかと思いません。

それから、それに対する御意見なんですけれども、各団体さんとかには、あるいは、先ほどの3短大さんも含めた養成施設等には御意見というのはこまめに頂戴して、そういった意見を参考にさせていただいて、よりいいものをつくっていきたいという思いがございます。

また、この会議の場での報告につきましても、この会議があったときに進捗状況等で御報告をするような場面はあろうかと思えます。

以上でございます。

○大森委員 よろしくをお願いいたします。

○久保会長 よろしいでしょうか。そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。では、渡辺委員お願いいたします。

○渡辺委員 済みません、資料2の129ページの主な取組内容の中に、ペアレントトレーニングというふうにあるんですけれども、ペアレントトレーニングは、年間どのくらい、何人くらいの規模で、どこでしていただくことを考えているのでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いします。

○佐々木子ども未来部長 ペアレントトレーニングの関係でございますが、済みません、所管がいなくてお答えできませんので、個別にまた後ほどお知らせをさせていただきます。申し訳ございません。

○久保会長 これは基本施策10番のところになるものでございますね。では、担当の部局のところへお問い合わせいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も迫ってまいりましたので、ほかに御意見等がないようでございますので、皆様、いろいろまだまだここを検討していただきたいというようなことがあるかと思えます。先ほど事務局のほうからもお話がありましたように、3月に向けてこれからパブリックコメント等ありますので、皆様からのいろいろな御意見等をお出

いただきまして、3月に向けて、よりブラッシュアップしたよいものにしていきたいと思っておりますが、一応、基本的なところでこの事務局案どおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 では、事務局案どおりに決定いたします。

続きまして、次第の3、その他でございますが、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いいたします。

○内山課長 事務局から今後のスケジュールにつきまして改めて御説明させていただきます。

本日、たくさん多くの御意見をいただきました。この御意見、可能な限り反映させました計画案をパブリックコメントということで、来年1月17日から2月17日までを予定してございます。その期間内にいただきました市民の御意見を反映、これをまた検討いたしまして、必要な修正を加えた上で、最終形となります成案を3月中旬から下旬に開催予定の次回の会議の場におきまして御報告させていただきたいと考えております。

日程につきましてはまた後日、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○久保会長 それでは最後に、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。特に御質問、御意見、大丈夫でしょうか。

では、予定していた議題は以上で終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。御協力どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。よろしくお願いたします。

○安西補佐 それでは、以上をもちまして令和元年度第4回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。